

# 新型コロナウイルス感染症について注意喚起 (学生・教職員対象)

1 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、以下のことに十分注意してください。

## 感染予防

- ・石鹸やアルコール消毒液による手洗い
- ・咳エチケット(適切なマスクの着用)
- ・人混みの多い場所を避ける
- ・健康観察

厚生労働省ホームページ 「新型コロナウイルスを防ぐには」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

2 厚生労働省から新型コロナウイルス感染症に関するお知らせがありました。引き続き最新情報を確認し、各自感染予防等に努めてください。

## 厚生労働省からのお知らせ

風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合センターでのご相談の結果、新型コロナウイルス感染症以外の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の量を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

- ・お住まいの管轄する健康福祉センターまたは保健所等
- ・「帰国者・接触者相談センター」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

(栃木県が公表している帰国者・接触者相談センターで、日本語以外での相談を希望される方はこちら)

栃木県外国人相談サポートセンター (<http://tia21.or.jp/hello.html>)

- ・厚生労働省の電話相談窓口：0120-565-653【午前9時～午後9時】

万が一、感染あるいはその疑いと診断された場合は、速やかに所属キャンパスの健康管理室または学生課まで連絡してください。

本キャンパス 健康管理室 0285-20-8105 学生課 0285-20-8119

大行寺キャンパス 健康管理室 0285-26-2514 学生課 0285-26-2513